

ID: 1915

担当部署: 環境課

<b>処分の概要</b>	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定
<b>法令名称 根拠条項</b>	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第1項
<b>法令番号</b>	平成10年法律第117号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条の3第1項及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第9条の規定による。 (地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第22条の3 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第9条 法第22条の3第1項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。</p> <p>(1) 認定地域脱炭素化促進事業者の変更</p> <p>(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更(色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為を記載した場合に限る。)</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更</p> <p>(4) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更</p> <p>(5) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更</p> <p>(6) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更</p> <p>(7) 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更</p>	
<b>標準処理期間</b>	15日
<b>備考</b>	

設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日